

令和7（2025）年度前期分授業料免除申請について

1. 申請にあたって

授業料免除を希望する者は、下記について留意してください。

- （1）提出期限を過ぎての申し込みの場合は、授業料免除申請書類を受理しません。
- （2）提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、免除の許可を取り消します。
- （3）必要な書類が提出されていない場合は、選考から除外します。
- （4）予算の範囲内で実施するため、基準を満たしていても免除とならない場合があります。
- （5）申請についての事前のご質問は、7. 問い合わせ先 まで連絡してください。

2. 申請書類について

「授業料免除申請のしおり」（以下しおり）を熟読のうえ、申請に必要な書類を揃えて、提出してください。

次の手順を参考にしてください。

- （1）授業料免除申請書【様式 1-1】に、4月1日（基準日）付で申請理由を記入してください。
（しおりP9・様式 1-1 記入方法参照）
- （2）家庭調書【様式 2-1】に、4月1日時点の状況を踏まえ、本人、家族について記入してください。
（しおりP13・様式 2-1 記入方法参照）
※ 家族には、同じ住所の者、また住所が別でも扶養親族に入っている者を含みます。別居して独立の生計を営む兄弟姉妹、別居して独立の生計を営む祖父母等は家族に含まないため、記入する必要はありません。
※ 私費外国人留学生は、本人と来日している家族について記入してください。
- （3）（2）で記入した本人、家族について必要な書類をしおりで確認し、揃えてください。（しおりP3～7参照）
※ A4 サイズより小さい書類は、A4 サイズの用紙に貼り付けるなどして大きさを揃えてください。
※ 在学証明書は、4月1日以降の日付で発行されたものを4月18日（金）までに提出してください。
※ 2024年1月2日以降に来日した私費外国人留学生は、所得・課税証明書は発行されませんので、来日した日を授業料免除申請書【様式 1-1】に記入してください。
- （4）（3）で揃えた書類のうち、収入に関する書類を基に、家庭調書【様式 2-2】の該当する収入欄に記入し、合計欄の金額を家庭調書【様式 2-1】の収入欄に『鉛筆』で記入してください。（しおりP13～14・様式 2-1,2 記入方法参照）
※ 複数の所得がある場合は、それぞれ「所得の内容」、「今年も継続して所得があるかどうか」、「勤続年数はどれくらいなのか」を確認しておいてください。
- （5）奨学金受給状況確認書【様式 3】について、日本学生支援機構以外の奨学金を受けている場合は、期間、金額、貸与・給付の別が記入されている書類（採用通知書、奨学生証等）の写をあわせて提出してください。

3. 申請書類の提出について

- （1）提出期限 4月4日（金） 17時まで（厳守）
※ 受付時間は平日の9時から17時までです。
- （2）提出場所 学生支援課奨学支援グループ事務室（学生支援センター2階）
- （3）その他
 - ① 提出期限までに全ての書類を準備出来ない場合であっても受け付けますので、必ず期限までに申請してください。
 - ※ 提出期限以降【4月4日（金）17時以降】は受付できません。

【大学院新入生用（松江キャンパス）】

- ② 提出時に不備・不足書類があった場合、不足書類等を記入した「提出書類確認票」を渡します。指定する期日までに書類を揃えて、確認票を添え、奨学支援グループ事務室（学生支援センター2階）へ提出してください。
- ③ 受付完了後、大学から書類について問い合わせることがあります。申請者は、奨学支援グループの電話番号（0852-32-6063）を携帯電話に必ず登録しておいてください。
- ④ 郵送での提出も可能としますが、記録の残る簡易書留やレターパックでの提出をお願いします。（期限厳守）

4. 結果通知等について

- (1) 通知時期 7月中旬（予定）
- (2) 通知方法 結果が確認可能となった旨を、学務情報システム掲示板にてお知らせします。
- (3) 学務情報システムでの確認方法

学務情報システムはVPN サービスを利用する以外、学外からはアクセスできません。総合情報処理センター、総合情報処理センター各分室、附属図書館等の学内のパソコンから下記の手順に沿って確認してください。

「本学ホームページ (<https://www.shimane-u.ac.jp/>)」にアクセス → 「学務情報システム」をクリック → 「学生向けページ」をクリック → 学務情報システムのURL をクリック → 「ユーザー名・パスワード」を入力 → 「掲示」をクリック → 「掲示板」をクリック → 選考結果確認

5. 授業料免除に係る連絡について

大学からの連絡は、原則として学務情報システム内の掲示板への掲示により行いますので、掲示を見る習慣をつけてください。

掲示の見落としによる不利益、不都合は自己責任ですので注意してください。

6. 後期分授業料免除申請について

「前期」申請した者で、引き続き「後期」も申請する場合は、前期中（2025年4月1日～2025年9月30日）の家計状況及び家族状況の確認のため、**必ず受付期間内に書類提出が必要です**。詳しくは、しおりのP7を参照してください。

提出時期等については、7月下旬に掲示及び本学HPにてお知らせします。

7. 問い合わせ先

【受付会場】

学生支援課 奨学支援グループ
（学生支援センター 2階）
TEL：0852-32-6063
受付は平日 8：30 ～ 17：00

〒690-8504
島根県松江市西川津町 1060

